

自転車活用推進法案と関係法律の整理

交通政策基本法

基本理念

- ① 交通による環境への負荷の低減が図られること
- ② 徒歩、**自転車**、自動車、鉄道車両、船舶、航空機等の手段による交通が**特性に応じて役割分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携すること**
- ③ 交通安全対策基本法等による**交通の安全の確保に関する施策との連携が確保されなければならないこと**

交通政策基本計画

- 交通に関する
- ① 基本的な方針
 - ② 目標
 - ③ 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定める。

社会資本整備重点計画法

国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む）並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきこと

基本理念

社会資本整備重点計画

- ① 重点目標
- ② 実施すべき社会資本整備事業の概要等を定める。

自転車活用推進法案

基本理念

- ① 自転車による交通が、**二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資すること**
- ② 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等、公共の利益の増進に資すること
- ③ 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること
- ④ **交通の安全の確保が図られること**

自転車関係の施策を具体化

フィードバック

自転車活用推進計画

目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の措置等を定める。

個別の措置を具体化

- ◆ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
 - ・ 百貨店、スーパー等の駐輪場設置義務
 - ・ 地方公共団体等の放置自転車の撤去義務
 - ・ 自転車利用者の防犯登録の義務

- ◆ 自転車道の整備等に関する法律
 - ・ 道路管理者の自転車道整備事業を実施する義務
 - ・ **社会資本整備重点計画**は、自転車道の計画的整備が促進されるよう配慮して定められなければならない

自転車利用環境の整備

(自転車交通網の形成、ICTによる管理の適正化、無電柱化、駐輪場の確保等)